



令和5年4月11日
丹波篠山市立城東小学校
No.1 保健室発行

ご入学・ご進級おめでとうございます！

ピカピカの1年生を迎えて、全校生110人でスタートしました。早ね・早起き・朝ごはん、生活リズムをととのえ、元気いっぱい学校生活を送りましょう。1年間、みなさんが心もからだも健康で安全な生活ができるようお手伝いしていききたいと思います。



養護教諭の西村です。
1年間よろしく
お願いします。

健康診断の日程

健康診断は、自分の体のことを知るチャンス！！

- 4月11日(火) } 身体測定・・・全校生
- 4月12日(水) }
- 4月13日(木) } 視力検査・・・全校生
- 4月14日(金) }
- 4月20日(木) } 聴力検査・・・1、2、3、5年生のみ
- 4月25日(火) } 心電図検査・・・1、4年生のみ
- 4月28日(金) } 眼科健康診断・・・全校生
- 5月18日(木) } 内科健康診断・・・1、3、4、5年生のみ
- 5月25日(木) } 内科健康診断・・・2、6年生のみ
- 6月8日(木) } 歯科健康診断・・・全校生

■4月24日～28日のいずれかで、尿検査があります。

健康診断で調べること

カラダの成長のようす

病気や具合の悪いところがないか



*メガネをかけている人はメガネを持ってきましょう。



紹介です
校医の先生の



- | | | |
|-----|----|-------------|
| 内科 | …… | まつむらこうじ 先生 |
| 歯科 | …… | もりぐちかずひこ 先生 |
| 眼科 | …… | なかえかずと 先生 |
| 薬剤師 | …… | ときもとひでみ 先生 |

校医の先生方は健康診断だけでなく、学校やみなさんのおうちとも協力して、みなさんの健康を支えてくださっています。来校されたときには、あいさつをしましょう。

おぼえてね! ほけんしつ

○ できること

✕ できないこと

○ けがの「おうきゅうしょち」
すりきず・きりきずは、水道でよぐれやす・どろをきれいにあらいながしてからきてください。

○ ぐあいがわるいときの「きゅうよう」
きゅうようは1時間くらいがめやす。それでもよくなるないときは、おうちの人にむかえをお願いしています。


○ なやみ・こまりごとの「そうだん」
学校やほけんしつのことではなくても、あなたのなやみ、こまっていることを話してみてください。

○ からだやこころの「べんきょう」
ほけんしつにも本やざっしをおいています。読みたいときは先生にひとこえかけてくださいね。


✕ てあての「つづき」
「きのうのしっぽをとりにかえてほしい」などはNG。おいしゃさんに行って、ちりょうをうけましょう。

✕ 「のみ薬」をもらってのむ
かぜ薬やおなかの薬などはほけんしつでもらえません。ひつような薬はじぶんで持ってきてましょう。


ほけんしつに来るときには…



◎担任の先生に伝えてから、来るようにしましょう



◎入るときには、あいさつをしましょう



◎しんどい人がいるかもしれないので…しずかに入りましょう

ほけんしつに来たら、こんなことを教えてください

<p>〈けがの場合〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「いつ？」 ②「どこで？」 ③「何をしています？」 ④「どうしたのか？」 	<p>〈具合が悪い場合〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「いつから？」 ②「どこが？」 ③「どんな感じ？」
---	---

保護者の方へ

学校で扱う薬について

学校では学校薬剤師さんの指導により、小児への安全性が確認されているものを使用していますが、体質、体調により、かゆみがあったりかぶれたりすることもあるため、できるだけ薬に頼らない対応をしています。

〈保健室で使用する薬品（商品名）〉 一般用医薬品も第三類医薬品を主に使用

- ・きずの消毒 → マキロンS
※基本、水道水での水洗いと滅菌ガーゼやばんそうこうなどで傷を保護します。
（消毒は、傷の治りを遅らせてしまうため、あまり使用しません）
 - ・かぶれ、虫さされ等 → 新レスタミンコーワ軟こう、ムヒS
 - ・経口補水液 → OS-1等
 ＊熱中症等の対応で、アクエリアス等も使用することがあります。
 - ・保湿剤 → 白色ワセリン
 - ・湿布薬 → のびのびサロンシップS
※打撲や捻挫等には、基本的には、冷却対応をしていきます。
- ※アレルギーや皮膚が弱いなどで使用できない薬があればお知らせください。

学校での薬の服用が必要な場合は・・・

原則として、職員が与薬（点眼含む）を継続して行うことは医療行為にあたり、できないことになっていますのでご理解ください。ただし、医師の指示書があり、使用に際しての介助であれば可能です。

風邪などで臨時的に学校で、医師から処方があった薬を服用する必要がある場合は、連絡帳等に記入の上、必要分のみ持たせてください。できる限り自分で服用・使用できるよう、ご家庭で練習をしておいてください。よろしくお願いします。